
第9編

危険物等災害対策編

第1節 危険物等施設の安全性確保

危険物等（危険物、高圧ガス、火薬類、毒劇物をいう。以下同じ。）による災害を防止するため、取扱施設の現況を把握し、消防法令等関係法令に基づく安全確保対策を推進するため、今後とも法令遵守の徹底を図る。

各危険物等取扱事業所等への災害に対するマニュアル（災害時に対する応急措置・連絡系統の確保など）の作成に関する指導を徹底するほか、消防本部等関係機関の施設立入検査の徹底を図り、法令遵守に基づく危険物等施設の安全確保を推進する。

また、施設全体の安全性能向上の確立を図る。

1 危険物施設の安全化

危険物施設は、消防法及び関係法令により細部にわたり規制基準が示されているので、市は、これらの法令に基づき規制の強化、事業所に対する指導の強化を行う。

また、危険物施設の被害、機能障害を想定したマニュアルの作成に関する指導を推進し、さらにマニュアルに基づく訓練、啓発などの実施を励行することにより防災意識の高揚を図る。

(1) 大規模タンクの安全化

一定規模以下の貯蔵タンクの設置に当たっては不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクを設置する箇所の地盤調査の実施や規制基準を踏まえた工法を用いるよう指導する。

既設タンクについては、常時沈下測定を行い、基礎修正及び各種試験による自主検査体制を確立するよう指導を行う。また、万一の漏えいに備え、防油堤、各種の安全装置等の整備に努める。

(2) 保安確保の指導

危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

〔県〕

危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施し、危険物取扱者の資質の向上に努めるものとする。

〔危険物施設の管理者〕

(1) 消防法第12条（製造所等の維持、管理）及び同法第14条の3の2（製造所等の定期点検等）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、安全化に努めるものとする。

- (2) 危険物施設の管理者は、消防法第14条の2第1項の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努めるものとする。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互協力体制の強化を図るとともに、消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努めるものとする。

2 高圧ガス大量貯蔵所の安全化

市は、高圧ガス及び火薬類取扱施設管理者と連携して、次に掲げる安全対策の推進に努める。

(1) 高圧ガス設備等の予防対策

ア 防災マニュアル等の整備

事業所の高圧ガス設備並びに液化石油ガスの販売施設及び一般家庭用消費設備の安全化対策や災害時の行動基準等に関するマニュアル等の策定を指導するとともに、関係者に周知徹底を図る。

イ 高圧ガス設備等の安全化の促進

法令により耐震基準が適用される高圧ガス設備については、その遵守を徹底させるとともに、それ以外の設備についても、必要に応じて安全化の促進を図る。

さらに、一般家庭用液化石油ガス消費設備等についても安全化の促進を図る。

ウ 事業者間の相互応援体制の検討、整備

災害時に高圧ガス又は液化石油ガスによる災害が発生し又はそのおそれがあるとき、その被害等の状況を速やかに把握しつつ、被害の発生又はその拡大を防止するため、高圧ガス取扱事業者間又は液化石油ガス販売事業者間の相互応援体制の整備を検討する。

エ 災害対策用安全器具の普及

液化石油ガス消費設備については、災害時に一般家庭の液化石油ガスによる災害を防止するため、安全器具の普及促進を図る。

(2) 火薬類の予防対策

ア 製造所への対策

(ア) 従事者に対する保安教育を実施し、保安意識の高揚と技術指導を図る。

(イ) 定期自主検査の完全実施を指導する。

イ 火薬庫への対策

(ア) 火薬類取扱保安責任者の講習会を実施し、保安意識の高揚を図る。

(イ) 定期自主検査の完全実施を指導する。

ウ 点検及び通報

火薬庫等は人家から離れた場所に設置される例が多いため、災害による影響が発生した場合は、発見に時間を要することから、一定規模以上の災害が県内で発生した場合は、火薬庫、製造所等の所有者又は占有者は速やかにその施設の点検に赴き、被害

の有無等を県へ通報するよう指導する。

3 毒劇物取扱施設の安全化

市は、県が行う毒劇物取扱施設の安全化対策に協力する。

〔県〕

県は、毒物及び劇物取締法の規定により登録している施設等に対して、自己点検等の保安体制の整備等の危害防止対策に理解を求める。

第2節 情報の収集・連絡体制の整備

風水害等対策編第1章第6節に準ずる。

第3節 活動体制の整備

危険物等による災害の発生に際しては、時間との闘いともいえる対応を余儀なくされる。迅速かつ的確な対策を実施できるよう、事前の備えと柔軟な組織づくりが求められる。

1 市の活動体制の整備

市は、危険物災害発生時の職員の非常参集体制の整備を図る。参集基準を明確にするとともに、職員に周知させ、資機材や装備の使用方法的習熟、関係機関等との連携について徹底を図る。

具体的な参集体制については、風水害等対策編第1章第7節に準ずる。

2 危険物等災害用資機材の整備

危険物等災害に備え、資機材等の整備充実に努めるとともに、特殊な資機材については、迅速に調達できるよう、関係機関等との協力体制の整備に努める。

第4節 消火体制の整備

危険物等災害による出火に備えるため、危険物等の製造所、貯蔵所及び取扱所がある地域については、消火体制の整備に努める。

1 出火防止体制の整備

(1) 事業所等に対する指導

化学薬品を保管している事業所、教育機関等に対して地震等の災害による容器の破損が生じないように、管理を適切かつ厳重に行うよう指導する。

(2) 高圧ガス、毒劇物等の貯蔵又は取扱いの指導

消防法等の規定に基づき、一定数量以上の危険物、圧縮アセチレンガス、液化石油ガス等の高圧ガス、シアン化水素やアンモニア等の毒劇物等を貯蔵し又は取り扱う者に対して規制を行い、適切な査察指導等を行って、火災発生の未然防止を図る。

2 消防力の充実強化

串間市消防本部において、火災に対応するために、消防車両及び資機材等の充実に努める。

3 消防水利の確保

風水害等対策編第1章第8節に準ずる。

第5節 医療救護体制の整備

風水害等対策編第1章第9節に準ずる。

第6節 緊急輸送体制の整備

風水害等対策編第1章第10節に準ずる。

第7節 避難収容体制の整備

風水害等対策編第1章第11節に準ずる。

第8節 防災訓練の実施

市及び各関係機関は、災害の発生を防止し、また、災害発生時の被害の軽減及び鎮圧活動の円滑を図り、防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の向上を図ることを目的とした訓練及び教育等を実施する。

1 訓練の方法

市及び各関係機関は、それぞれ訓練計画を定め、単独又は共同して実施する。

2 訓練の種別

実地及び図上で、それぞれの災害応急対策の万全を期するため、次の訓練を実施する。

- (1) 緊急通信訓練
- (2) 避難救助訓練
- (3) 資機材調達輸送訓練
- (4) 火災防御訓練（危険物、高圧ガス等）
- (5) 総合訓練
- (6) その他

第9節 防災知識の普及

危険物等災害に際して的確な行動がとれるよう、住民及び防災関係職員及び危険物等施設の管理者・従業員に対し、災害予防又は災害応急対策等に関する防災知識の普及・啓発を図っておく必要がある。このため、あらゆる機会をとらえて、防災知識の普及を推進する。

1 防災教育

特定事業所の石油等の取扱者及び従業員に対し、市の定めるところにより、実効ある教育を実施する。

2 教育の種別

(1) 消防法関係

危険物取扱者保安講習、防火管理者講習

(2) 高圧ガス関係

関係事業所の従業員に対し、必要に応じて高圧ガス等に関する講習会・研修会等を実施する。

(3) 労働安全衛生関係

ア 雇入れ時及び作業内容変更時の安全衛生教育

イ 職長等の教育

ウ 化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者、特定化学物質等作業主任者及び四アルキル鉛等作業主任者の技能講習及び能力向上教育

エ 特殊化学設備の取扱い、修理、整備の業務の特別教育

第 1 節 発災直後の災害情報の収集・連絡

危険物等災害情報の収集・連絡に当たっては、危険物等に対する専門的知識に基づいた正確な情報の収集・連絡に努めることを基本とする。

1 危険物等災害発生直後の被害情報等の収集

(1) 事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに電話等によって県へ連絡する。ただし、消防機関へ通報が殺到する場合は、直接消防庁へ報告する。

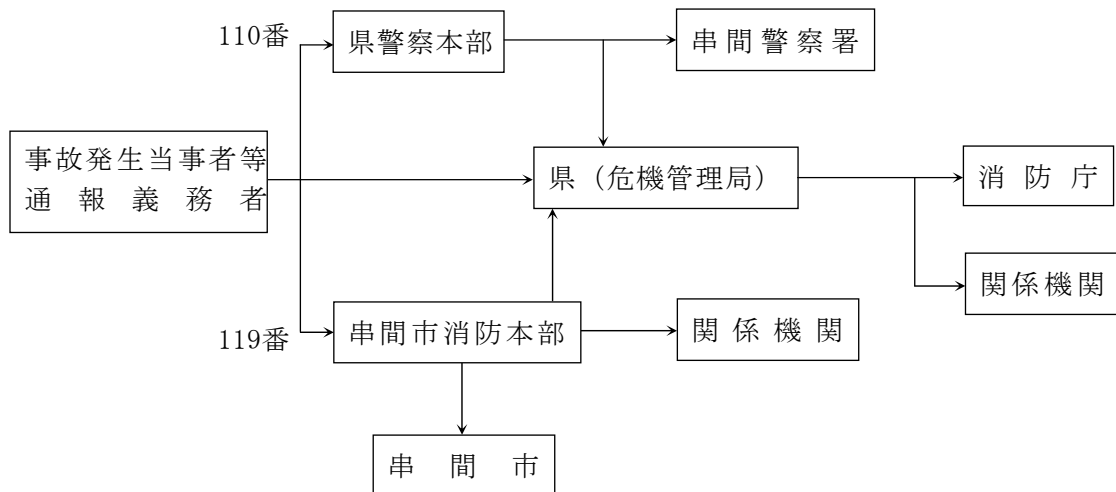
報告に当たっては、災害発生後直ちに無線電話・ファクシミリ等によって行う。

(2) 必要に応じ画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

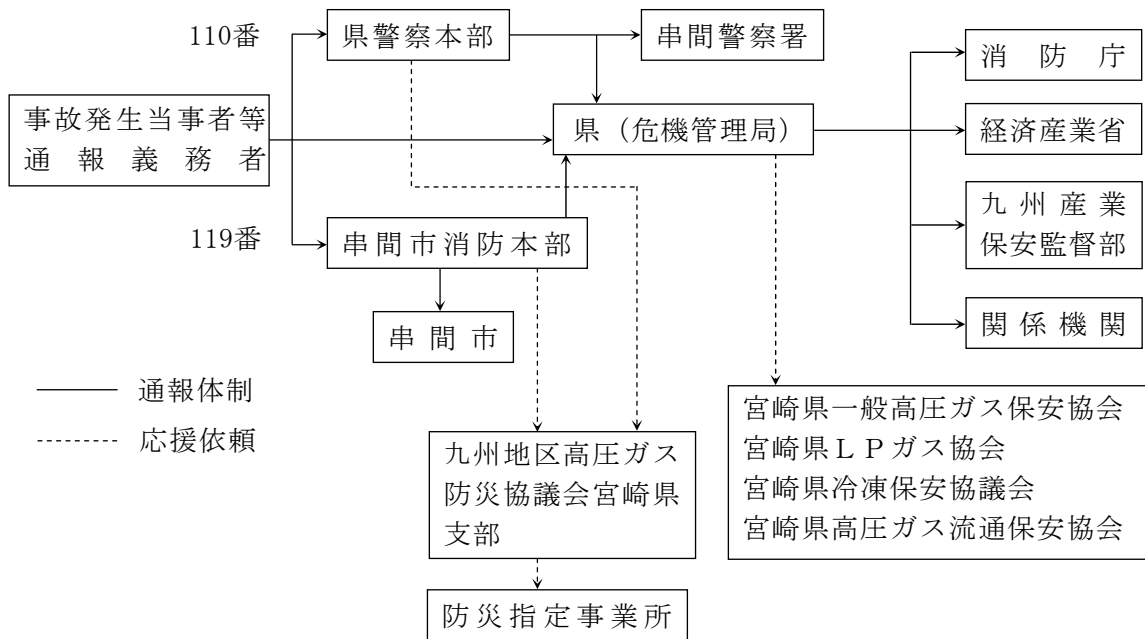
2 通報連絡系統

危険物等災害発生時の通報連絡系統は、次のとおりとする。

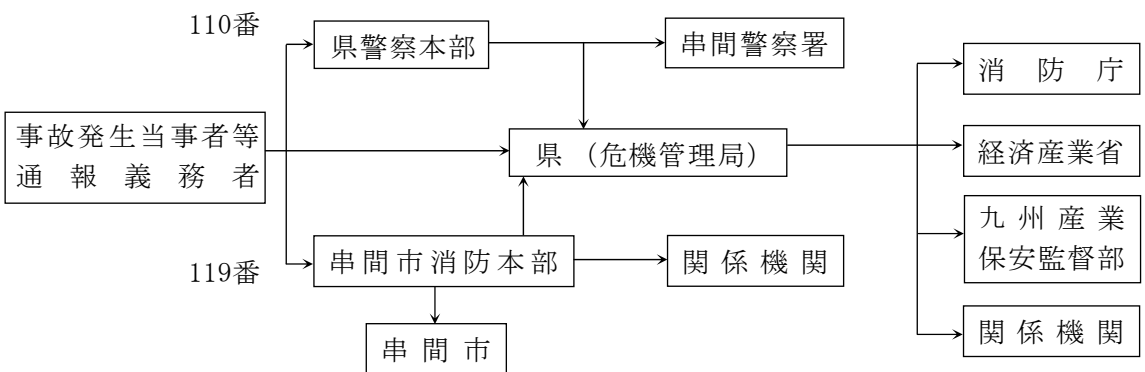
(1) 危険物施設



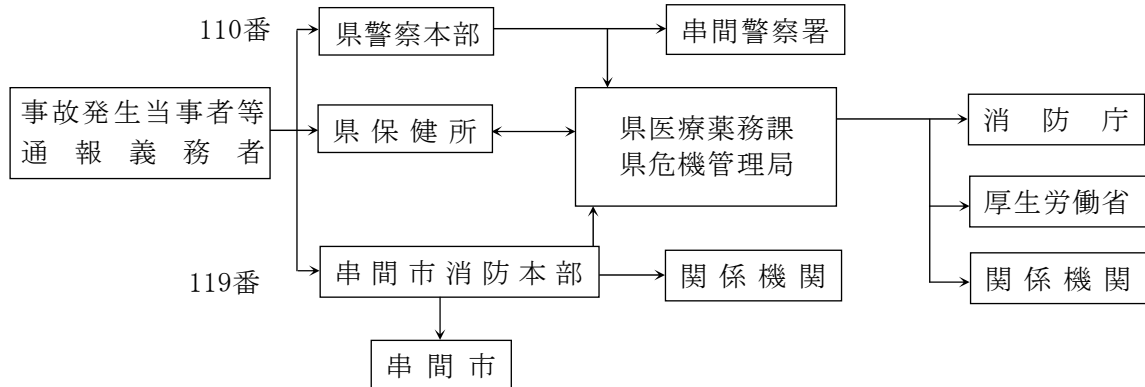
(2) 高压ガス施設



(3) 火薬類施設



(4) 毒劇物施設



3 即報基準

事故等即報を報告すべき基準は、次のとおりとする。

(1) 危険物に係る事故

危険物に係る次の事故のうち、周辺地域住民に影響を与えたもの、その他大規模なもの

ア 危険物施設の事故

イ 無許可施設の事故

ウ 危険物運搬中の事故

(ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者を生じたもの

(イ) 爆発により周辺に被害を及ぼしたもの

(ウ) 周辺地域住民等が避難行動を起こしたもの

(エ) 大規模タンクの火災、爆発又は漏えい事故

(オ) その他、事故の発生形態、被害の態様から社会的に影響度が高いと認められるもの

〔危険物等施設管理者〕

自己の管理する施設での事故災害等発生の通報を受けた場合は、職員に出動を指示するとともに、事故災害等状況の確認を行い、直ちに関係機関に通報する。

第 2 節 活動体制の確立

市内において、危険物等災害が発生した場合は、第一次的に被害の拡大防止・応急対策を実施する機関として、必要に応じ災害対策本部等を設置し、他の市町村、県等防災関係機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて被害の拡大防止・応急対策の実施に努める。

活動体制の確立手順については、風水害等対策編第 2 章第 2 節に準ずる。

〔県〕

県内で危険物等災害が発生したときは、防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る被害予防・応急対策を速やかに実施するとともに、関係機関及び市町村が処理する被害予防・応急対策の実施を支援し、かつ総合調整を行う。

〔危険物等取扱事業者〕

- (1) 事業者は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとり、速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずる。
- (2) 事業者は、消防機関、警察等との間において緊密な連携の確保に努める。

第 3 節 広域応援活動

風水害等対策編第 2 章第 5 節に準ずる。

第4節 災害の拡大防止活動

災害により危険物施設等が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るため、適切かつ迅速な防災活動を実施し、事業所の関係者及び周辺住民等に被害を及ぼさないように努める。

1 災害拡大防止措置

市及び消防機関は、危険物施設等が被害を受けた場合、事業所等関係機関と連絡をとり、災害の拡大を防ぐために必要な措置をとる。

2 立入禁止区域の設定

危険物等が漏洩、流出又は飛散した場合には、警察及び消防機関と連携し、直ちに立入禁止区域を設定して、被害の拡大防止に努める。

〔危険物等取扱施設管理者〕

高圧ガス、火薬類、危険物、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

- (1) 周辺地域の居住者に対し、避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。
- (2) 可能な手段により、警察、最寄りの防災関係機関に直ちに通報する。
- (3) 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。

第5節 救助・救急及び消火活動

風水害等対策編第2章第6節によるほか、以下による。

1 消火活動

消防機関による消火活動に当たっては、危険物等の性状を十分考慮し、職員の安全確保に努める。

2 救助・救急活動

警察及び消防機関は、救出・救助活動等に当たっては、被災者及び職員の安全確保に努める。

〔事業所〕

- (1) 自衛消防隊（班）等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。
- (2) 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

第6節 医療救護活動

風水害等対策編第2章第7節に準ずる。

第7節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

風水害等対策編第2章第8節に準ずる。

第8節 危険物等の大量流出に対する応急対策

危険物等が河川等に大量流出した場合は、予想を上回る広域的な被害を及ぼす可能性がある。このため市は、県及び関係機関と協力して被害拡大の防止措置を緊急に講ずる。

1 河川等への流出の場合の対策

危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、危険物等の処理等必要な措置を講ずるため、迅速な対応に努める。

防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達し、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講ずる。

2 交通規制等の実施

危険物等が大量に漏出、流出又は飛散した場合には、警察等関係機関と緊密に連携し、地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制活動等を実施するほか、危険物等の防除活動を行う。

第9節 避難収容活動

風水害等対策編第2章第9節によるほか、以下のとおりとする。

危険物等災害時における住民等の避難誘導は、危険物の種類、事故状況、地形、気象等により、その難易度に差があるが、おおむね下記のとおりとする。

1 避難誘導

避難誘導を行うに当たっては、火流若しくはガス流の方向を予測し、可能な限り主流・ガス流と直角方向になるように行う。なお、火勢あるいは流出が激しく、延焼・拡散範囲が広く、住民の安全確保が困難な場合は、相当の時間的余裕をもって避難するよう指示する。

避難誘導は、次の手段で行う。

(1) 広報車、パトカー及び携帯拡声器

広報車やパトカーで知らせたり、携帯拡声器により、延焼・拡散のおそれのある地域の住民を安全地帯に誘導する。

(2) ヘリコプター

延焼・拡散地域が広範囲に及ぶと予想されるような場合、関係機関に対してヘリコプターによる上空からの避難誘導を要請する。

第10節 被災者等への的確な情報伝達活動

危険物等災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通施設等や公共施設等の復旧状況、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するよう努める。なお、その際、高齢者、障害者、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行うことが大切である。

具体的な情報伝達活動については、風水害等対策編第2章第16節に準ずる。